

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金  
事務手続きマニュアル

令和8年4月

海老名市まちづくり部住宅まちづくり課



## はじめに

全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、住宅セーフティネット政策の根幹である公営住宅については、老朽化及び人口減少を理由に全国的にストック数が減少しています。その一方で民間賃貸住宅ストックについては空き家・空き住戸が増加していますが、家賃滞納や近隣トラブルを懸念し、住宅確保要配慮者への貸し出しを躊躇う大家も少なくありません。そういった背景を踏まえて、大家の不安を解消し、かつインセンティブをもたらすことで、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として民間賃貸住宅ストックを有効活用する取り組みとして、当市ではセーフティネット専用住宅への経済的支援制度を始めました。

### 【用語について】

#### ➤ 住宅確保要配慮者とは

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）において、住宅の確保に配慮を要するとされる者。低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯など。住宅確保要配慮者の範囲の詳細は「海老名市住宅確保要配慮者に係る賃貸住宅の供給促進計画」をご確認ください。

#### ➤ セーフティネット住宅とは

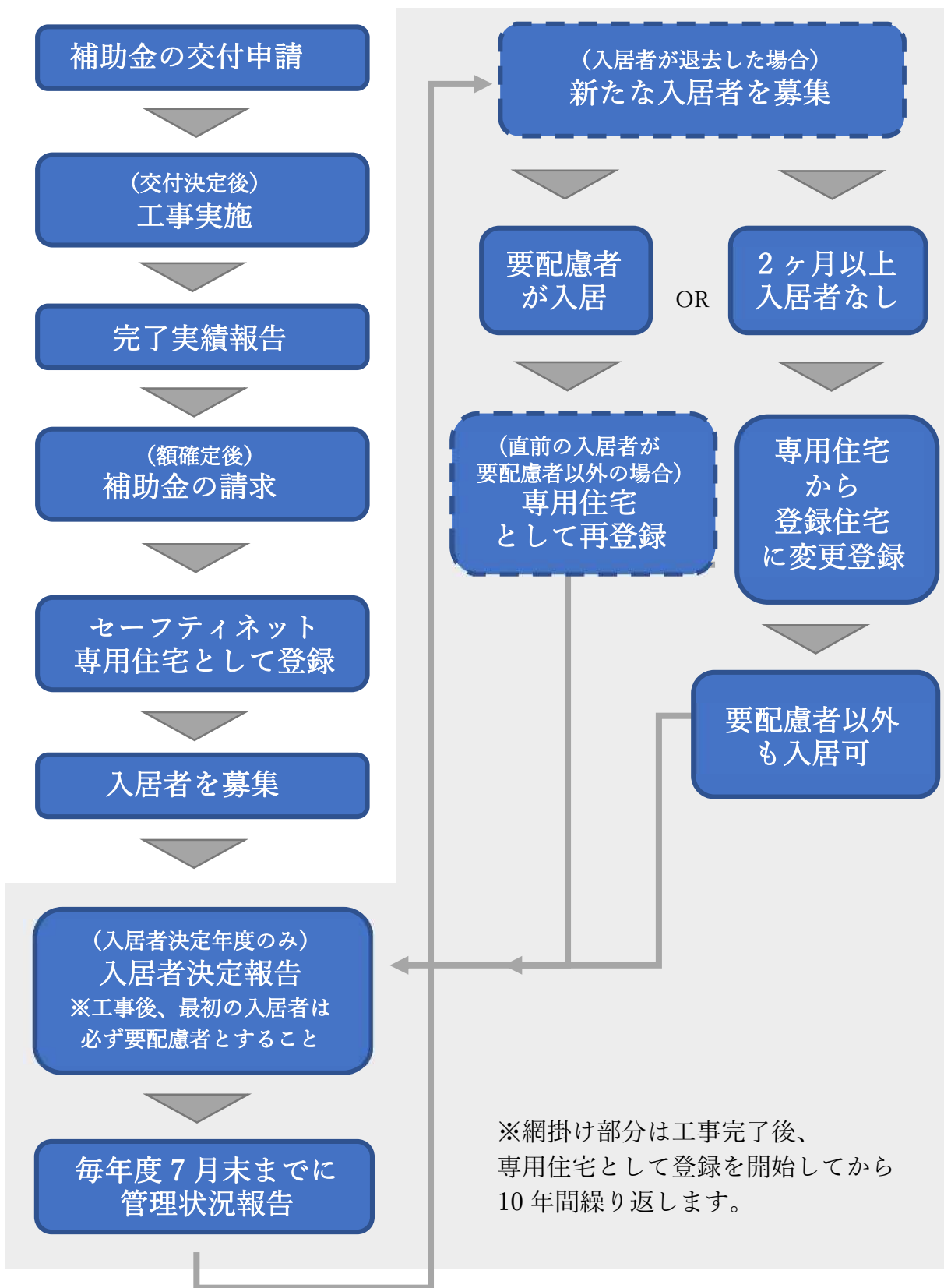
住宅セーフティネット法に基づき、都道府県等に登録された、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅のこと。セーフティネット「専用」住宅として登録した場合は、住宅確保要配慮者のみが入居可能となり、それ以外の方の入居はできません。

注意：当該マニュアルは「海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金交付要綱」に定める事項を平易な言葉にして記載しているものです。マニュアル内の用語・表現において疑義が生じた場合は全て要綱の条文に記載された内容が優先されます。

## 目次

1	事務手続きフローチャート	P 1
2	事前相談・補助要件	P 2
3	補助金の額と補助対象経費について	P 4
4	セーフティネット専用住宅としての登録について	P 7
5	申請手続きの流れ	P 8
6	様式記入例	P12

# 1 事務手続きフローチャート



## 2 事前相談・補助要件

### 【事前相談】

申請前に以下の窓口まで事前相談をするようお願いいたします。なお、ご来庁いただく場合は事前にお電話にてご予約いただきますようお願いいたします。

海老名市住宅まちづくり課 T E L : 046-235-9604 住 所 : 海老名市勝瀬 175-1 海老名市役所 4 階 受付時間 : 平日 8 時 30 分～12 時、13 時～17 時
--

### 【補助要件】

#### (1) 補助対象住宅

✓	補助対象住宅の要件
	入居世帯（被災者世帯を除く。）の収入が 3 8 万 7 千円以下であること。
	家賃の額が近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しない水準以下であること。
	改修工事を行った後、少なくとも、専用住宅として 1 0 年間管理すること。 （次のアからウまでに掲げる全ての要件に適合する場合を除く） ア 改修工事を行った後、専用住宅として管理を開始し、最初の入居者は住宅確保要配慮者とする。こと。 イ 管理開始から 1 0 年間は、入居者が退去した場合には、次の入居者は住宅確保要配慮者を募集することとし、不動産ポータルサイトに掲載して募集したものの、2 箇月以上入居がない場合であること。 ウ イにおいて、住宅確保要配慮者以外の者を入居させた場合においても、改修費補助金による改修工事の完了の日から 1 0 年間は、登録住宅として管理すること。
	市の区域内にある住宅であること。
	入居者が不正の行為によって専用住宅に入居したときは、当該専用住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件とすること。
	建築基準法に適合する建築物であること（改修工事完了時において適合するものを含む。）。
	新耐震基準（昭和 5 6 年 6 月 1 日施行）の基準を満たしていること（改修工事完了時において適合するものを含む。）。
	改修工事实施後において、神奈川県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録基準を満たし、専用住宅として登録されること（改修工事实施前に既に専用住宅として登録されているものを除く。）。

(2) 補助対象者

✓	補助対象者の要件
	補助対象住宅の賃貸人又は所有者等であること（共有名義の場合にあっては、共有者全員の同意を得ていること。）。
	個人の場合には世帯員全員が、法人の場合には法人及び代表者のいずれもが市税等の滞納がないこと。
	個人の場合には世帯員全員が、法人の場合には法人及び代表者のいずれもが暴力団関係者でないこと。

(3) 入居者

✓	入居者の要件
	住宅確保要配慮者であること。
	入居世帯（被災者世帯を除く。）の収入が38万7千円以下であること。

## 参考

入居者とのトラブル防止の観点から、参考までに次のような内容を賃貸借契約書に盛り込むことをお勧めします。

《例》

(特約事項)

第●条 第●条までの規定以外に、海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金交付要綱（令和8年4月1日施行。以下「交付要綱」という。）に基づき、甲が乙に賃貸する住戸に係る特約については、下記のとおりとする。

- 1 乙は、本物件を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
- 2 乙は、本物件に入居後速やかに、乙及び同居者の住民税課税（非課税）証明書、住民票の写し及びその他入居者資格に係る証明書等を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、出産、死亡、転入、転出又は氏名変更等入居者等に増減その他の変更が生じたときは、住民票の写しその他変更事項を証明する書類を添えて甲に届け出なければならない。
- 4 乙が退去する際に、引き続き同居者が入居しようとするときは、甲に通知しなければならない。
- 5 乙は、毎年度7月●日までに、以下の各号に掲げる乙及び同居者に係る書類を甲に提出しなければならない。
  - (1) 直近の住民税課税証明書（所得金額の内訳及び控除の内訳が記載されているもの）
  - (2) 住民票の写し
  - (3) その他入居者資格に係る証明書等

### 3 補助金の額と補助対象経費について

次の表に掲げるものに要する費用を補助対象経費とします。

補助金の額：補助対象経費の合算額の3分の2の額（千円未満切り捨て）

補助上限：100万円（表内1～7のいずれかの工事を実施する場合は上限200万円）

補助対象経費（表内の工事等に要する費用）	
1	バリアフリー改修工事（外構部分の改修工事を含む。）（別表第1）
2	耐震改修工事
3	共同居住用住居に用途変更するための改修工事（別表第2）
4	間取り変更工事
5	子育て世帯対応改修工事（別表第3）
6	防火・消火対策工事（別表第4）
7	交流スペースを設置する改修工事
8	省エネルギー改修工事（開口部又は躯体（外壁、屋根、天井又は床）に係る断熱改修に限る。）
9	安否確認のための設備の改修工事（別表第5）
10	防音・遮音工事（別表第6）
11	調査において居住のために最低限必要とする工事（従前賃貸住宅として使用されていたものを除き、かつ、3箇月以上空き家であったものに限る。）
12	神奈川県居住支援協議会等が必要と認める改修工事（入居者の身体状況に応じて必要となる工事、ヒートショック対策工事など）
13	前各号の工事に係る調査設計計画（インスペクションを含む。）

別表第1

#### バリアフリー改修工事

工事項目	工事内容
手すりの設置	手すりの設置又は改良する工事
段差解消	段差を解消する工事又は段差を小さくする工事
廊下幅等の拡張	廊下、通路等の幅を拡張する工事
出入口の改良	出入口の建具を設置又は改良する工事

浴室の改良	浴室を改良する工事（バリアフリーに寄与するものに限る。）
便所の改良	便所を改良する工事（バリアフリーに寄与するものに限る。）
階段の設置・改良	階段の勾配を緩和する等の改修工事
転倒防止	注意喚起用床材・誘導用床材の設置、滑りにくい仕上げ材への改修等
昇降設備の設置	エレベーター等の昇降設備を設置する工事
その他	入居者の心身の状況に応じて必要となるバリアフリー改修工事として市長が認める工事

別表第2

共同住宅用住居に用途変更するための改修工事

工事項目	工事内容
建築基準法（昭和25年法律第201号）関連	用途変更に伴い、建築基準法に適合させるために必要な改修工事
消防法（昭和23年法律第186号）関連	用途変更に伴い、消防法に適合させるために必要な改修工事
その他	共同居住用住居の用に供するために必要な改修工事

別表第3

子育て世帯対応改修工事

工事項目	工事内容
安全性能向上型	転落防止柵の設置、クッション床への改修、指詰め防止工事等
防犯性能向上型	オートロックの設置、カメラ付きインターホンの設置等
防音性・遮音性の向上型	防音壁の設置、二重床工事等
子育てに適した設備の導入型	対面キッチンの設置工事

別表第4

防火・消火対策工事

工事項目	工事内容
防火・消火対策工事	自動火災報知器の設置、避難設備誘導灯の設置、スプリンクラー等設置、内装材の不燃化工事等

別表第5

安否確認のための設備の改修工事

工事項目	工事内容
入居者の状況を検知する機器の設置	ドア開閉センサーの設置等
通報装置の設置	緊急通報ボタンの設置等

別表第6

防音・遮音工事

工事項目	工事内容
床の防音・遮音工事	二重床、床仕上げ材の改修等
壁・界壁の防音・遮音工事	多孔質吸音材料の設置等
開口部の防音・遮音工事	防音サッシ、二重窓の設置等

#### 4 セーフティネット専用住宅としての登録について

改修工事後、神奈川県への登録が必要です。登録方法、登録基準については県のホームページからご確認ください。



神奈川県 HP

**【登録に係る問合せ先】**

公益財団法人かながわ住まいまちづくり協会  
横浜市中区大田町 2-22 神奈川県建設会館 4 階  
受付時間：平日 9 時～12 時、13 時～17 時  
電話番号：045-664-6896

## 5 申請手続きの流れ

### (1) 交付申請

ア 以下の書類を市までご提出ください。

様式	添付書類
海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金交付申請書(第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書(第2号様式)</li> <li>・建物登記事項証明書</li> <li>・建物登記名義人の承諾書又は権利者であることを証する書類 (建物名義人が申請者以外の場合に限る。)</li> <li>・検査済証の写し等</li> <li>・写真(建物の内観、外観、改修工事箇所が分かるもの)</li> <li>・図面</li> <li>・改修工事見積書の写し</li> <li>・工程表</li> </ul>
提出期限	以下のうちいずれか早い日 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象工事(併せて行う工事も含む。)の着手予定日の40日前</li> <li>・着手予定日の属する年度の12月28日 (休日の場合は直前の平日)</li> </ul>

イ 審査後、結果に応じて以下の書類を市から送付いたします。

可	海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金交付決定通知書(第3号様式)
不可	海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金不交付決定通知書(第4号様式)

### (2) 完了実績報告書

ア 交付決定通知書(第3号様式)を受け取った申請者は、工事完了後、以下の書類を市までご提出ください。

様式	添付書類
海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金完了実績報告書(第9号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・写真(改修工事後の箇所)</li> <li>・工事請負契約書の写し</li> <li>・領収書の写し</li> </ul>
提出期限	以下のうちいずれか早い日 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の完了の日から起算して20日を経過した日</li> <li>・補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日(休日の場合は直前の平日)</li> </ul>

イ 内容を審査し、適当と認めたとき以下の書類を市から送付いたします。

可	海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金補助金額確定通知書（第10号様式）
---	---

(3) 請求

確定通知書（第10号様式）を受け取った交付決定者は、速やかに以下の書類を市までご提出ください。

様式
海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金請求書（第11号様式）

(4) 入居者決定報告

当該工事の完了の日から10年間、補助金の交付の対象となる専用住宅の各戸に賃借人を入居させたときは、その都度、以下の書類を市までご提出ください。

様式	添付書類
入居者決定報告書（第12号様式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者及び同居者全員の住民税課税（非課税）証明書</li> <li>・入居者及び同居者全員の住民票の写し</li> <li>・入居契約書の写し又は変更契約書の写し</li> <li>・入居時の属性を証する書類</li> <li>・専用住宅として登録したことを証する書類</li> </ul>

※ 賃貸借契約書において、入居後速やかに入居者及び同居者全員の住民税課税（非課税）証明書等の書類を提出するよう規定することをお勧めします。

※2 最初の入居者が退去した後、要配慮者を募集して2ヶ月以上新たな入居者がなく、要配慮者以外の者を入居させた場合は、セーフティネット登録住宅として登録したことを証する書類のみを添付頂き、入居者の個人情報を含む書類については省略可能です。入居者決定報告書についても要配慮者以外が入居している旨のみを記入してください。

(5) 管理状況報告

工事の完了の日から10年間、毎年度7月1日時点の管理状況について、以下の書類を市までご提出ください。その他、工事に係る収入及び支出状況については帳簿等を備え、補助金の交付を受けた日が属する年度終了後10年間保管するようにしてください。

様式	添付書類
管理状況報告書（第13号様式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者及び同居者全員の住民税課税（非課税）証明書</li> <li>・入居者及び同居者全員の住民票の写し</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居契約書の写し又は変更契約書の写し</li> <li>・現在の属性を証する書類</li> </ul>
提出期限	7月31日（休日の場合は直前の平日）

※ 賃貸借契約書において、毎年度7月時点の入居者及び同居者全員の住民税課税（非課税）証明書等の書類を提出するよう規定することをお勧めします。

※2 最初の入居者が退去した後、要配慮者を募集して2ヶ月以上新たな入居者がなく、要配慮者以外の者を入居させている場合は、入居者の個人情報を含む書類については省略可能です。管理状況報告書についても要配慮者以外が入居している旨のみを記入してください。

#### （6）変更承認申請

ア 交付決定後に申請内容に変更が生じた場合は、以下の書類をご提出ください。

様式	添付書類
海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金変更承認申請書（第5号様式）	・変更後の改修工事見積書の写し

イ 審査後、結果に応じて以下の書類を市から送付いたします。

可	海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金変更承認通知書（第6号様式）
不可	海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金変更不承認通知書（第7号様式）

#### （7）中止

ア 対象工事を中止しようとする場合又は交付申請を行った日の属する年度の2月末日（休日の場合は直前の平日）までに事業が完了しない場合、以下の書類をご提出ください。

様式
海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金補助事業中止承認申請書（第8号様式）

イ 決定または承認を取り消すときは、以下の書類を市から送付いたします。

様式
海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金交付決定取消通知書（第14号様式）

（表）

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金  
交付申請書

年 月 日

海老名市長 あて

申請者

〒 \_\_\_\_\_  
住所 海老名市 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(法人名・代表者名)

電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

私は、海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次の工事について、補助金の交付を受けたいため関係書類を添えて申請します。

対象物件	物件所在地	海老名市
	所有者	住所 氏名
	形態	<input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋建て <input type="checkbox"/> その他
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋（RC） <input type="checkbox"/> その他
	間取り	
	延べ面積	
	築年数	
	確認済証交付	<input type="checkbox"/> 有（ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明
	完了検査済証交付	<input type="checkbox"/> 有（ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明
補助対象経費	実施する工事を囲んでください。 (複数実施する場合は全て)	円
補助申請額		円（千円未満切捨て）
対象工事 (第5条)	1号バリア 2号耐震 3号共同 4号間取 5号子育て 6号防火 7号交流 8号省エネ 9号安否 10号防音 11号居住 12号協議会 13号計画	

<p>活用内容及び 改修内容</p> <p>(対象工事ごとに具体的に記入)</p>	<p>(裏)</p> <p>2号 耐震改修工事 対象物件を新耐震基準に適合させるため、耐震改修工事を実施したい。</p> <p>5号 子育て世帯対応改修 ⇒バルコニーへの転落防止柵の設置、居室の二重床工事</p> <p>セーフティネット専用住宅として登録する際に、受け入れを行う住宅確保要配慮者の種類を子育て世帯としたいことから、子育て世帯対応改修を実施したい。</p>
<p>添付書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書（第2号様式）</li> <li>・建物登記事項証明書</li> <li>・建物登記名義人の承諾書又は権利者であることを証する書類（建物名義人が申請者以外の場合に限る。）</li> <li>・検査済証の写し等</li> <li>・写真（建物の内観、外観、改修工事箇所が分かるもの）</li> <li>・図面</li> <li>・改修工事見積書の写し</li> <li>・工程表</li> </ul>

（表）  
誓約書

年 月 日

海老名市長 あて

申請者

住所

〒 -  
海老名市

フリガナ

氏名

（法人名・代表者名）

私は、申請内容が次の各号のいずれにも該当することを誓約します。また、申請に関する審査のため、申請者に係る海老名市が保有する公簿等により個人情報（住民基本台帳、家屋課税台帳、市で実施している改修費等に係る補助金制度の利用状況）及び市税等の納付状況等を取得することに同意します。

1 補助対象住宅

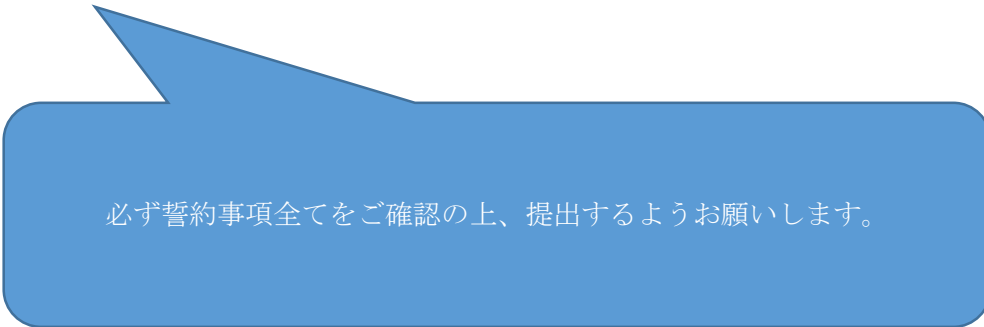
- (1) 入居世帯（被災者世帯を除く。）の収入が38万7千円以下である。
- (2) 家賃の額を近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しない水準以下で定めるものである。
- (3) 改修補助金による改修工事の完了の日から少なくとも10年間は、専用住宅として管理する。ただし、次に掲げる要件に適合する場合は、この限りでない。
  - ア 改修工事を行った後、専用住宅として管理を開始し、最初の入居者は住宅確保要配慮者とするとき。
  - イ 管理開始から10年間は入居者が退去した場合には、次の入居者は住宅確保要配慮者を募集することとし、不動産ポータルサイトに掲載して募集したものの、2箇月以上入居がないとき。
  - ウ イにおいて、住宅確保要配慮者以外の者を入居させた場合においても、改修工事に要する費用の補助を受けてから10年間は、登録住宅として管理するとき。
- (4) 市の区域内にある住宅である。
- (5) 申請者の名義で所有権保存登記若しくは所有権移転登記が行われたものであること（共有名義の場合にあつては共有者全員の同意を得たものに限る。）又は当該物件に対して管理権限を持ち、その利活用について所有権者の同意を得たものであること、若しくは借地権者と土地の所有者との間で借地契約が締結されており、かつ、当該空き家を共同居住として活用することについて土地の所有権者の承諾を得ているものである。
- (6) 賃貸人は、入居者が不正の行為によって専用住宅に入居したときは、当該専用住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件とする。
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合する建築物である（改修工事完了時において適合するものを含む。）。
- (8) 新耐震基準（昭和56年6月1日施行）の基準を満たしている。（改修工事完了時において適合するものを含む。）。

(裏)

- (9) 改修工事実施後において、神奈川県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録基準を満たし、専用住宅として登録されること。(改修工事実施前に既に専用住宅として登録されているものを除く。)

2 補助対象者(申請者)

- (1) 補助対象住宅の賃貸人又は所有者等である。
- (2) 市税等を滞納していない。
- (3) 暴力団関係者ではない。



必ず誓約事項全てをご確認の上、提出するようお願いします。

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金  
変更承認申請書

年 月 日

海老名市長 あて

申請者

住所

〒 -  
海老名市

フリガナ

氏名

(法人名・代表者名)

電話番号

メールアドレス

私は海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次の通り補助金の交付変更を申請します。

補助金交付決定日 又は変更承認日		
対象物件	所在地	海老名市
	所有者	住所 氏名
交付決定額	200万円	
変更後の申請額	185万5千円 (千円未満切捨て)	
対象工事 (第5条)	1号バリア 2号耐震 3号共同 4号間取 5号子育て 6号防火 7号交流 8号省エネ 9号安否 10号防音 11号居住 12号協議会 13号計画	
変更内容	二重床工事に係る床材を安価なものに変更したため。	
添付書類	・変更後の改修工事見積書の写し	

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金  
補助事業中止承認申請書

年 月 日

海老名市長 あて

申請者（補助対象者）

住所

〒 -

（所在地）

海老名市

フリガナ

氏名

（法人名・代表者名）

電話番号

メールアドレス

私は海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり中止の承認を申請します。

対象物件	所在地	海老名市
	所有者	住所 氏名
中止の理由	建設資材の納品遅れ等により、2月末日までに工事が完了しないため。	

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金  
完了実績報告書

年 月 日

海老名市長 あて

申請者

住所

〒 -  
海老名市

フリガナ

氏名

(法人名・代表者名)

電話番号

メールアドレス

私は海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、必要書類を添えて次のとおり事業の完了を報告します。

補助金交付決定日 又は変更承認日		実施した工事を囲んでください。 (複数実施した場合は全て)
所在地	海老名市	
対象工事 (第5条)	1号バリア 2号耐震 3号共同 4号間取 5号子育て 6号防火 7号交流 8号省エネ 9号安否 10号防音 11号居住 12号協議会 13号計画	
工事実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>写真（改修工事後の箇所）</li> <li>工事請負契約書の写し</li> <li>領収書の写し</li> </ul>	2月末日までに工事が終了しない場合は、原則、補助事業中止承認申請が必要です。

第11号様式（第12条関係）

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金  
請求書

年 月 日

海老名市長 あて

請求者

住所

〒 -  
海老名市

フリガナ

氏名

(法人名・代表者名)

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、次のとおり海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金の交付を請求します。

金 \_\_\_\_\_ 円

【振込先】

金融機関名			支店名				
預金種別	普通・当座	口座番号 (右づめ)					
口座名義	フリガナ						
	氏名						

交付決定を受けた方以外の名義の口座を振込先に指定する場合は委任状の提出が必要です。

入居者決定報告書

年 月 日

海老名市長 あて

申請者

住所

〒 -  
海老名市

フリガナ

氏名

(法人名・代表者名)

電話番号

メールアドレス

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、次のとおり入居者を決定したので報告します。

対象物件	住宅名	子育て世帯、高齢者 など、住宅確保要配慮者 としての属性を記入。		
	所在地			
補助金交付年度	年度			
部屋 番号	入居者氏名	入居時の属性	入居日	続柄
101	海老名太郎	子育て世帯	R8.11.1	本人（世帯主）
101	海老名花子		R8.11.1	妻
101	海老名一郎		R8.11.1	長男
101	海老名二郎		R8.11.1	次男
4. 添付書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者及び同居者全員の住民税課税（非課税）証明書</li> <li>入居者及び同居者全員の住民票の写し</li> <li>入居契約書の写し又は変更契約書の写し</li> <li>入居時の属性を証する書類</li> <li>専用住宅として登録したことを証する書類</li> </ul>		

管理状況報告書

年 月 日

海老名市長 あて

申請者

住所

〒 -  
海老名市

フリガナ

氏名

(法人名・代表者名)

電話番号

メールアドレス

海老名市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、管理状況を報告します。

子育て世帯、高齢者  
など、住宅確保要配慮者  
としての属性を記入。

対象物件		住宅名			
		所在地			
補助金交付年度		年度			
部屋番号	入居者氏名	現在の属性	入居日	退去日	備考
101	海老名太郎	子育て世帯	R8.11.1		
101	海老名花子		R8.11.1		
101	海老名一郎		R8.11.1	R9.3.31	
101	海老名二郎		R8.11.1		
4. 添付書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者及び同居者全員の住民税課税（非課税）証明書</li> <li>・入居者及び同居者全員の住民票の写し</li> <li>・入居契約書の写し又は変更契約書の写し</li> <li>・現在の属性を証する書類</li> </ul>			